

岡山芸術創造劇場

愛称募集

応募期限
R3.6.30
必着

わくわく

ドキドキ

さわさわ



“愛称”って“ニックネーム”のことだよ

すてきな愛称に
なりたいな



WEB申込
できるよ!



舞台芸術に触れる、体験する、創造する

岡山芸術創造劇場は令和5年夏頃に開館予定です

単なる貸館ではなく、中四国初の創造型劇場として岡山の文化芸術の発信拠点をめざしています。岡山の新しい“顔”となる劇場に誰もが「覚えやすく」「親しみやすい」愛称をつけてください。



申込フォーム

賞品

- 【最優秀賞】1点
岡山特選フルーツセット
こけら落とし公演ペアご招待
- 【優秀賞】2点
こけら落とし公演ペアご招待



▼ 大劇場(約1,750席)



▼ 中劇場(約800席)



▼ 小劇場(約300席)



問い合わせ
募集要項は
裏面です

公益財団法人岡山文化芸術創造 岡山芸術創造劇場 担当/総務グループ

〒700-0823 岡山市北区丸の内2-1-1 岡山市市民会館4階 会議室

電話:086-225-0154 ファクス:086-225-0156 電子メール:aisho_boshu@ocac.jp

主催 岡山市/公益財団法人岡山文化芸術創造

■ 応募する愛称(ふりがな)

■ 愛称の説明(理由・意味など100文字以内)

■ 氏名(ふりがな)・年齢

歳(記入時)

■ 住所・電話番号

電話(日中でもつながる番号) — —

岡山市外にお住まいの方は、岡山市との縁(通勤・通学・出身など)、岡山市や新劇場への興味・関心などご記入ください。

岡山芸術創造劇場 愛称募集要項

1. 概要

岡山芸術創造劇場は文化芸術分野の活動の場としてだけでなく、子どもからお年寄りまで幅広い世代の方々が訪れ、交流し、コミュニケーションができる場となり新たな賑わいを生み出し続ける文化・芸術の発信拠点となる施設です。岡山芸術創造劇場が、より多くの皆さんに親しまれる施設となるよう新劇場の施設全体の愛称を募集します。

2. 愛称の基準

- 施設全体のコンセプトや特徴がイメージでき、親しみやすく覚えやすいもの
- 作品は、漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット又は数字で構成されるもの
- 他の名称や商標などに類似していないもの
- 自作の未発表作品であること

3. 応募資格

- 岡山市に縁のある人(在住・通勤・通学・出身など)
 - 岡山市や岡山芸術創造劇場に興味・関心のある人
- ※ただし、国内在住者に限る。
- 応募は1人につき1点とする

4. 応募期間

令和3年5月11日(火)から6月30日(水)必着

5. 応募方法

応募は、上記「応募用紙」に記入の上、問合わせ先へ持参又は郵送、ファクスにより提出、又は電子メール及び表面QRコードよりWEB上の応募フォームよりご応募できます。

<https://www.ocac.jp/information/1167/>

6. 選考方法

まず、応募作品の中から、厳正な審査により3つの作品を選定します。次に、その3つの作品について、市民等による投票を行います。その結果、最多票を獲得した作品を「愛称」として決定します。なお、同じ愛称の応募者が複数いる場合は、抽選とします。

※投票方法については、別途お知らせします。

7. 選考結果発表

令和3年8月頃に公表

- ・**最優秀賞** 1点 岡山特選フルーツセット
こけら落とし公演 ペアご招待
- ・**優秀賞** 2点 こけら落とし公演 ペアご招待

8. 注意事項

【個人情報について】

- ・応募者の個人情報は財団が管理し、本公募業務にのみ使用します。
- ・採用者については、氏名と住所(市区町村まで)をホームページ等で公表する予定です。

【採用作品について】

- ・採用する作品については、やむを得ず補作する場合があります。

【著作権について】

- ・応募作品の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定される権利を含む。)、知的財産権及びその他一切の権利は、岡山市に帰属します。
- ・応募者は、応募作品に対し、著作者人格権に基づく権利行使は行わないものとします。
- ・応募作品の著作権、知的財産権及びその他一切の権利に関わる問題が生じた場合は、すべて応募者の責任となります。その場合、選考結果の発表後であっても採用を取り消すことがあります。

【その他】

- ・応募に係る費用は応募者の負担とし、応募作品は返却しません。
- ・応募方法や応募期間が守られていないこと、必要事項が記入されていないことなどの不備がある場合、応募は無効となります。
- ・郵送等における作品紛失については、当財団は責任を負いません。
- ・18歳未満の方は、保護者の同意を得たうえで応募してください。
- ・賞品授与に係る交通費は財団で負担します。
- ・ご応募に当たっては必ず募集要項をご確認ください。